

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。本年もよろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、さくら通信は本号で97号となりました。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすく、そして楽しく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

平成25年元旦

何も咲かない寒い日は、下へ下へと根を伸ばせ。
やがて大きな花が咲く

マラソンの高橋尚子の座右の銘として知られており、私も好きな言葉です。一生の内には、まさかという事態が発生し、解決の道筋が見つからない時期があります。東日本大震災の被害者などはその典型でしょう。企業の多くも長期停滞する経済情勢の中で苦しんでいます。こんな時、「自分の道を深掘りしながら来たる日を待つ」のも一つの生き方のように思っています。



(竹内)

最近に相続等で取得した土地を、売却しようとお考えの方へ

個人が土地を売却して利益を得た場合には譲渡所得として課税されますが、その際の計算は、

譲渡所得 = 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) となります。

この土地が相続等で取得したものであった場合、相続税を支払って取得した財産にさらに譲渡所得税がかかることとなるため、税負担を軽減する特例があります。

具体的には、

相続または遺贈により取得した財産を、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年以内に譲渡した場合には譲渡資産に係る相続税額を取得費として加算する、という特例です。

特に譲渡した財産が土地の場合は、譲渡した土地部分だけでなく、相続等で取得したすべての土地に対応する相続税額を取得費に加算できます。

取得費加算額 =

譲渡者の相続税額 × (譲渡者のすべての土地等の相続税評価額の合計額 ÷ 譲渡者の相続税の課税価格)

この特例により、相続により取得した土地に係る相続税額の全額を譲渡所得から差し引くことが可能となり、相当の税負担の軽減となります。

ただこの特例については、土地の時価下落がすすんだ昨今において、土地譲渡益に対する過剰な税優遇との指摘があり、すべての土地に係る相続税額ではなく譲渡した土地部分に対応する税額のみを加算対象とする改正が行われることが確実視されています。

該当案件をお抱えの方は、税制改正の動向にご注意ください。

(大寺)

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひ申し上げます。
年の初めにあたりまして、社会保険・労働保険に關しての年齢による取り扱ひについて、確認したいと思ひます。

【40 歳】	<p>介護保険（第 2 号被保険者）の控除の開始（自動的） 40 歳に到達する日（誕生日の前日）が属する月から保険料が必要です。 （例）1 月 15 日生れ ⇒ 1 月分より控除 当事務所では、該当者に「仲間になっておめでとう」と言いながら肩をたたくのですが、これが、又楽しいですね。（笑）</p>
【64 歳】	<p>雇用保険の免除（控除の終了） 4 月 1 日時点で 64 歳である被保険者は 4 月分給与から雇用保険料が免除になります。 （資格喪失ではありません）</p>
【65 歳】	<p>介護保険の被保険者区分変更 65 歳になると第 1 号被保険者になり、給与からの天引きではなく、個人が市区町村に直接納付します。 保険料の控除は 65 歳に到達する日（誕生日の前日）が属する月の前月までで終了です。 （例）1 月 15 日生れ ⇒ 12 月分まで控除</p>
【70 歳】	<p>厚生年金保険の控除の終了 70 歳に到達する日（誕生日の前日）に資格は喪失し、保険料は前月までで終了です。 年金事務所に『厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届』を提出</p>
【75 歳】	<p>健康保険の控除の終了 ⇒ 75 歳以上の方は後期高齢者医療制度の対象 75 歳に到達する日（誕生日の前日）の前月までで終了です。 ※75 歳未満でも一定の障害がある場合は、65 歳以上で後期高齢者医療制度の対象になることがあります。</p>

以上が主な年齢の扱ひですが、定期的に年齢確認を行うことをお勧めいたします。（竹内政代）

1 月の社会保険労務

- 10 日 一括有期事業開始届く概算保険料 160 万円未満：請負金額 19,000 万円未満の工事 >（労働基準監督署）
- 31 日 労働者死傷病報告書の提出く休業 4 日未満 10 月～12 月分 >（労働基準監督署）
健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書・雇印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）
労働保険料の納付く延納第 3 期分 >（郵便局または銀行）
有期事業概算保険料延納額 <12～3 月 > の納付

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届



会計制度 ～ 税効果会計② ～

今日は、税効果会計の目的についてご説明します。

会計基準と税法は、その目的が異なるため、各々が要求する会計処理も異なります。この結果、「利益が小さいにもかかわらず法人税が大きい」ケースや、「利益が大きいにもかかわらず法人税が小さい」ケースが発生します。これを放置してしまうと、企業外部の利害関係者は決算書を見てもその原因が理解できず、様々な誤解を招く危険性があります。会計上の利益と法人税の関係を修正表示し、このような誤解を防ぐための会計基準が「税効果会計」です。

「税効果会計とは、企業会計上の収益または費用と課税所得計算上の益金または損金の認識時点の相違等により、企業会計上の資産または負債の額と課税所得計算上の資産または負債の額に相違がある場合において、それらの相違に係る法人税等の額を適切に期間配分することを目的とする会計上の手続をいう。」

～平成 10 年 10 月 30 日公表「税効果会計に係る会計基準」より

来月からは具体的な例を挙げてご説明します。

（渡邊）

資産税係 ～ リフォーム費用に贈与税がかかる？ ～

先日、お客様から以下のような質問を受けました。

Q) 親名義の家に子世帯も同居しています。水回りが傷んできたのでリフォームをしようと考えています。親は、高齢で年金暮らしなので、子供がリフォーム費用を負担しようと考えています。何か問題がありますか？



A) 子供が親名義の家のリフォーム費用を負担してしまうと、リフォームによる家屋の資産価値の上昇をその持主である親が享受することになるので、その資産価値の増加額（リフォーム費用相当額）が「子供から親への贈与」とみなされ、贈与税の課税対象になってしまいます。

しかし、子供が支払った増築資金に相当する建物の持分を、親から子供へ移転させて 2 人の共有とすれば、贈与税は課税されません。なお、この場合、親から子供への建物の持分の移転は、親から子供に対する譲渡となり、譲渡利益が生じる場合には、譲渡所得の課税対象になります。さらに、親名義の建物を子供の名義に変えるには、上記以外にも登記などの費用が必要となります。

リフォーム資金をどのようにねん出するのが最善な方法は、ケースバイケースです。リフォームをお考えの方は、ぜひご相談ください。

（坂田）

医療係 ～ 医療機器の調達(1) ～

医療機器は高額となりがちですが、その調達方法として「購入」「リース」等がありますが、どちらを採用した方が有利なのかは一概には言えませんので、次の様なメリット・デメリットを考慮し判断する事になります。

	リース	購入
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・手元資金が少なくても設備投資できる ・陳腐化の早い物件に対応 ・毎月の支払いが一定なので、コストが把握しやすい ・金利の変動によるリスクの回避ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に多くの減価償却費を計上出来る(定率法を採用の場合) ・所有権が自分のもの ・リースに比べて支払額が少ない ・条件を満たせば、医療機器の特別償却が適用できる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・中途解約ができない ・購入に比べ支払額が多くなる ・リース期間終了後、継続する場合には再リース料が必要 ・借入等と比べると、支払期間が短い 	<ul style="list-style-type: none"> ・一度に多額の資金が必要 ・償却資産税等の支払いが発生 ・資産管理や減価償却費の計算などの事務負担が発生

(田中)

リスマネ委員会 ～ 個人のためのライフプランニング(5. 相続対策) ～

相続対策は下記の3つの対策が柱となります。それぞれの重要性には個人差がありますが、いずれも重要となります。また早期から実施することによって、より大きな効果が期待できます。

- ① 相続税対策 … 相続税そのものを少なくする節税対策です。
- ② 納税資金対策 … 残された相続人が、相続税の納税資金に困らないようにする対策です。
- ③ 遺産分割対策 … 遺産分割争いを防ぐための対策です。

この①～③の対策の1つに生命保険があります。

①の対策として、現在の税制では、法定相続人1人につき500万円の非課税枠があります。例えば、法定相続人が3人の場合、預金で1,500万円を相続で取得すると評価額は1,500万円ですが、その預金で1,500万円の一時払終身保険に加入していれば、生命保険金で1,500万円受け取っても評価額は0円となります。

②の対策として、財産を相続する予定である相続人を受取人として、相続税の予定額を保険金額とした生命保険に加入すれば、「遺産のほとんどは不動産で現預金は少ない」といったケースでも、相続税の納付財源を調達できます。

③の対策として、兄弟間で平等に財産分けができない場合、長男に不動産を相続させるかわりに、他の兄弟を受取人とする生命保険に加入しておくことで、遺産分割がスムーズに進む場合があります。また、争続になると、預金の遺産分割が大幅に遅れて相続税の納付が困難となりますが、その場合にも受取人を指定した生命保険に加入しておくことで、保険金は速やかに受取人の口座に振り込まれ、相続税の納付をすることができます。

(坂田)

建設係 ～ 入札参加資格申請 ～

平成25年度から公共事業を受注するために県と市町村それぞれに申請していた「入札参加資格審査」を取りやめ、16市町村については申請窓口を徳島県に一元化するとともに、申請書類も統一することになりました。

対象となる16市町村は以下のようになっております。

(但し、一元化を希望しなかった8市町村については従来通り)

4市	小松島	吉野川	阿波	美馬
11町	勝浦	上勝	石井	神山
	那賀	牟岐	美波	海陽
	藍住	上板	つるぎ	
1村	佐那河内			



平成25年度、徳島県の申請受付は1月15日から24日となっております。

(待田)

1月の税務

- | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
(1) 提出期限…本年最初の給与支払日の前日
(2) 提出先…給与の支払者(所轄税務署長) | 7 24年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…1月31日 | 12 消費税の年税額が4800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞
申告期限…1月31日 |
| 2 支払調書の提出 提出期限…1月31日 | 8 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞ 申告期限…1月31日 | 13 給与支払報告書の提出
(1) 提出期限…1月31日
(2) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
(3) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長 |
| 3 源泉徴収票の交付
(1) 交付期限…1月31日
(2) 交付先…①所轄税務署長 ②受給者 | 9 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…1月31日 | |
| 4 固定資産税の償却資産に関する申告
申告期限…1月31日 | 10 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)＜(半期分)＞
申告期限…1月31日 | |
| 5 個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)
納期限…1月中で市町村の条例で定める日 | 11 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…1月31日 | |
| 6 24年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月21日までに納付) | | |



男の料理にチャレンジする！(F.S)



適度に走る！(M.H)

いろいろキレイにする！(I)

体力をつける！

ベストの体重に戻す(Y)

おとなになる！
(K.W)

血圧を下げる
(T.F)

(N)

一攫千金！
(T)

アンチエイジング
(まさき)

めざせ！！
優勝！！ (S田)

1日1万歩！(F.N)



J1昇格！！
(ばんばん)

遊ぶ(M.S)

見た目も健康になる！
(E.K)

今年も、皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張っていきたいと思っております(〇)ノ
さて、2013年1月号ということで、「2013年の目標」を掲載しました。ぜひ、ご覧ください。(平野)

なにか新しいことを始める！！(こん)

一心不乱(K.H)

ライブ4本(き.た.)

トマトと椎茸を食べられるようにする！！！！
(はらだ)

懸賞を当てる
(ごっち)

家族を増やす。
(ペー野)

健康に気をつける
(O田)

運動をする！(S.Y)

ヤセル(K)

人との繋がりを大切にする。(K測)

落ちついてよく見る(SEO)

尿酸値を下げる！(I)

旅行に行く
(H.T)

大漁祈願(K.A)

安全運転！！
(Y.Y)

心まるく穏やかに
(H.H)

生き残る(M.S)

ベランダ菜園の
収穫を増す(Y.O)



体調管理を心がける(M.I)

ダイエットにはげむ(M)



弊社では年末年始休暇を12月29日(土)から1月3日(木)とさせていただきます。
年末年始休暇中は、何かとご不便をおかけするかと存じますが、ご容赦の程よろしくお願い致します。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。
.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181